

随意契約について

公表年月日	令和6年9月13日
担当課	道路維持課

契約業者名・住所	秩父産業株式会社・千葉県松戸市東松戸 2-20-1
工事等の名称	小山こ線人道橋補修工事（R6）
工事等の場所	松戸市松戸1561番地先
種別	土木一式
工事等期間	令和6年9月14日から令和7年1月17日まで
契約金額	54,538,000円
工事等の概要	小山こ線人道橋橋りょう補修工
随意契約の理由	<p>本工事は、令和5年度に実施した小山こ線人道橋補修工事（R5）において、請負業者である小畑建設㈱が工事途中で破産したことに伴い、未完了工事部分について新たに実施するものです。</p> <p>当該橋りょうは、近隣にある松戸市立南部小学校の通学路に指定されているところで、現場の現況は足場の仮設パネルにより外部から見えにくい状況です。</p> <p>この状況は防犯上好ましくなく、かつ、鉄道に近接しているため、速やかに工事を再開し、円滑かつ安全に竣工させる必要があります。</p> <p>小畑建設㈱の一次下請けの中で、未完了工事部分を請け負っていた唯一の上記業者であれば、本工事の施工内容等を十分に熟知していることから、速やかに工事を再開させ、限られた期間内で円滑かつ安全に完了させることが可能です。</p> <p>以上より地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、上記業者を相手方として随意契約をするものです。</p>